第4章 令和7年度の看護職員確保対策事業

看護職員の確保定着を図るため、「養成確保」「離職防止・再就業支援」「資質向上」を 柱とした看護職員確保対策を実施する。

_		対 象						
	令和7年度看護職員確保対策事業		小中高生 看護学生		看護職員			潜在
			7.11同工	1 设于工	新任期	中堅期	管理期	看護職員
	1	看護師等養成事業						
	2	看護師等修学資金貸与事業						
	3	中小病院等看護職員確保支援事業						
A	4	県外看護学生Uターン応援事業						
養	5	県内医療機関魅力発信事業						
成確	6	訪問看護提供体制推進事業						
保	7	やまぐちナースネット事業						
	8	プレナース発掘事業						
	9	准看護師試験実施事業						
	10	EPAに基づく外国人看護師候補者就労支援事業						
	1	ナースセンター事業						
В	2	医療勤務環境改善支援センター運営体制整備事業						
離再		勤務環境改善研修会事業						
防止	4	病院職員子育てサポート事業						
防止・	-	訪問看護提供体制推進事業(再掲)						
	-	やまぐちナースネット事業 (再掲)						
	1	新人看護職員研修事業						
	2	認定看護師課程派遣助成事業						
	3	認定看護師等活躍推進事業						
С	4	感染管理体制強化事業						
資質	5	特定行為研修派遣助成事業						
向 上	6	看護教員養成講習会事業						
	7	実習指導強化推進事業						
	8	助産実践能力向上事業						
	-	訪問看護提供体制推進事業 (再掲)						
看護耶		確保対策協議会						

A 養成確保

事業	 名	看護師等養成事業	No.	A - 1
目	的	看護師等養成所の教育内容を充実し、質の高い看護職員を 養成所の運営費を補助する。	養成する	ため、看護師等
概	要			

1 補助対象

自治体立、学校教育法第1条に規定する学校を除く看護師等養成所

2 補助対象経費

- (1) 教員経費(専任教員給与費、専任教育人当庁費、需用費、備品購入費、役務費、福利厚生費、 添削指導員給与費、部外講師謝金、委託料)
- (2) 事務職員経費(専任事務職員給与費、委託料)
- (3) 生徒経費(事業用教材費、臨床実習経費、委託料)
- (4) 実習施設謝金(報償費、委託料)
- (5) へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施経費(実習体制支援経費、看護 職員養成確保促進経費、委託料)
- (6) 新任看護教員研修事業実施経費(部外講師謝金、部外講師旅費、需用費、役務費、備品購入費)
- (7)看護教員養成講習会参加促進事業実施経費(部外講師謝金、部外講師旅費、代替教員雇用経費)

3 補助基準額

区分	1 校当たり 標準単価	専任教員 増員分経費	へき地等 地域分	生徒1人 当たり
看護師3年課程(全日制)	16, 178, 000円	1,842,000円	1,087,000円	15,500円
看護師2年課程(全日制)	13,889,000円	1,842,000円	1,004,000円	17,600円
看護師2年課程(定時制)	10,417,000円	1,381,000円	1,004,000円	17,600円
准看護師課程	8,080,000円	1,842,000円	973,000円	13, 100円
新任看護教員研修事業	受講者1人当た			
看護教員養成講習会参加促進事業	受講者1人当た	り 147,000円		
	看護師等養	成所の定員数	調整率	
	定員181人以	上	0.92	
基準額に対する調整率	定員161人以	上180人以下	0.94	
本字領に刈りる神雀字	定員121人以	上160人以下	1.00	
	定員 81人以	上120人以下	1. 02	
	定員	80人以下	1. 04	

4 実績(令和6年12月末現在)

実績(令和6年12月末現在) (単位:課								
年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6			
看護師3年課程	全日制	3	3	2	2	3		
毛洪佐 0万無和	全日制	1	1	1	1	1		
看護師2年課程	定時制	4	4	4	4	4		
准看護師課程		7	6	6	5	5		
	1 5	1 4	1 3	1 2	1 3			

事業	美 名	看護師等修学資金貸与事業	No.	A - 2
H	的	新卒看護職員の県内就業・定着を図るため、県内の中小病院	(200	床未満) 等に
	ΠŊ	おいて看護業務に従事しようとする看護学生に対し、修学上必	要な資金	を貸与する。
概	要			

1 貸付対象者

文部科学大臣若しくは厚生労働大臣、又は県知事が指定した養成所に在学する者

2 内容

(1) 修学資金の種類及び貸付月額

区分	保健師・助産師・看護師	准看護師	修士課程		
国立・自治体立	32,000円	15,000円	国内 83,000円		
民 間 立	36,000円	21,000円	国外 200,000円		

(2)貸付利率

無利子

(3)貸付期間

修学期間 (最短修学年限)

3 返還期間

貸付期間と同一

4 返還対象者

- 退学したとき
- 学業成績が著しく不良となったと認めるとき
- 卒業後1年以内に免許を取得しなかったとき
- 山口県内において、免除対象施設で看護業務に従事しなかったとき
- 山口県内において、免除対象施設で看護業務に従事した期間が規定の期間に満たないとき

5 返還免除

- 養成所を卒業後、免許を取得して県内免除対象施設(病床数200床未満の病院等)で 5年間看護業務に従事した場合
- 修士課程修了後、県内免除対象施設で5年間看護業務に従事した場合

6 貸与実績(令和6年12月末現在)

(単位:人)

年度	保健師	助産師	看護師	准看護師	修士課程	貸与総数
R 2	4	0	191	6 2	0	2 5 7
R 3	4	1	171	6 4	0	2 4 0
R 4	3	0	168	6 4	0	2 3 5
R 5	2	0	177	5 8	0	2 3 7
R 6	2	0	180	5 1	0	2 3 3

事業名		中小病院等看護職員確保支援事業	No.	A - 3
目	的	病床数200床未満の中小病院や訪問看護ステーションが支給する! 補助することにより、若手看護職員の中小病院への就業を誘導し、		
概	要			

中小病院(病床数200床未満の病院)、訪問看護ステーション

- 2 補助対象となる就職支度金を支給する採用者の要件
 - ①満年齢が採用日時点で40歳未満であること。
 - ②常勤であること。
 - ③採用日から対象施設において2年間継続して看護業務に従事すること。
 - ④採用者が過去に山口県看護師等修学資金の貸与者であれば、採用日までに貸付金が全額返還 免除又は完済していること。
 - ※県内の他病院等からの転職(未就業期間が30日未満のもの)、同一法人内での異動及び 公務員は除く。

3 交付額

基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額に補助率1/2を乗じて得た額

(1) 基準額

採用した看護職員1人当たり 400,000円

(2) 対象経費

対象施設において、就職支度金制度が規則等で明文化されており、採用者に直接支給する 就職支度金

4 補助金の返還

採用後2年経過までの間に採用者が離職した場合

5 実績(令和6年12月末現在)

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
補助施設数 (施設)	0	2	1	1	1
採用者数 (人)	0	5	1	1	4

※R6は補助金申請時における見込み数

事業	名	県外看護学生Uターン応援事業	No.	A - 4
目	的	県外の看護学生や既卒者で、独立行政法人日本学生支援機構等いる者が、県内の中小病院等に就職し、一定期間看護業務に従事を受けた奨学金の返還額の一部を補助することにより、看護職員	事した場合	、その者が貸与
概	要			

県内の中小病院(病床数200床未満の病院)、診療所、訪問看護ステーションに就職を希望する 次の者

- ①県外の看護師等養成所で卒業年度の学年に在籍している者
- ②既卒者(看護師等養成所を卒業している者で、県外に居住し、無職又は県外で就業している者) ※満年齢が採用日時点で40歳未満の者に限る。
- 2 補助対象となる要件

次のすべての要件を満たすこと。

- ・奨学金の貸与を受けており、返還予定又は返還中の者
- ・ 県内の中小病院、診療所、訪問看護ステーションに就職後5年間継続して看護業務に従事する見込みの者
- ・ 県内に定住する見込みの者

3 補助金

(1)補助金額

初年度交付申請時の貸与奨学金の返還残額に補助率1/2を乗じて得た額

(2)補助上限額

1, 440, 000円

(3) 補助方法

対象施設に就職後原則5年間に分けて支給

4 補助金の返還

対象施設に就職後5年間継続して看護業務に従事しなかった場合

5 実績(令和6年12月末現在)

(単位:人)

年度	保健師	助産師	看護師	准看護師	計
R 2	0	0	0	0	0
R 3	0	0	0	0	0
R 4	0	0	0	0	0
R 5	0	0	1	0	1
R 6	0	0	3	0	3

※就業中の人数を計上

事業名	Ä	県内医療機関魅力発信事業	No.	A - 5
目的	勺	県内医療機関における医療人材確保のため、学生が就職活動を 関の魅力を伝えるフェアを開催することにより、看護学生等の県 進する。		
概	角			

1 目 的

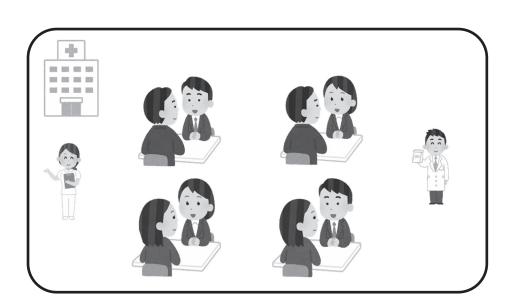
求人票やネット情報だけでは分からない県内医療機関の魅力を、医療機関の職員から学生に対 し直接伝えることにより、学生の県内就職を促進する。

2 募集対象

- ・看護師等養成施設の学生
- 既卒者
- 3 開催回数年1回(夏季を予定)

4 内容

各医療機関の個別ブースでの面談 等



※令和7年度新規事業

事	事 業 名 訪問看護提供体制推進事業		No.	A - 6
目 的		地域における訪問看護提供体制の安定化と推進を図るため、訪問	看護総	合支援セン
	ターを設置し、訪問看護ステーションの活動を支援する。			
概	要			

1 訪問看護推進協議会

訪問看護提供体制の安定化と推進を図るため、訪問看護の課題を一体的・一元的に解決するための取り組みを協議する。

- (1) 開催回数 年1回程度
- (2) 協議事項
 - ○訪問看護提供体制に関すること
 - ○訪問看護に関する看護職員の資質向上及び確保促進に関すること
 - ○その他訪問看護の推進に必要なこと
- (3)委員構成

上記事項について専門的知見を有する者 約10名程度

(4) 実績(令和6年12月末現在)

年度	R 6
開催回数	1

2 訪問看護提供体制推進検討会

訪問看護総合支援センター(令和6年11月21日開設)を適切に運営するため、訪問看護ステーションにおける実態の把握、課題の整理、訪問看護に係る普及啓発を実施など、具体的な対策等を検討する。

- (1) 開催回数 各検討会合わせて、年10回程度
- (2) 検討内容
 - ○訪問看護提供体制の実態調査及び課題の整理
 - ○訪問看護・訪問看護総合支援センターに関する周知・普及啓発
 - ○訪問看護総合支援センター運営の具体化の検討
 - ○その他、運営に関すること
- (3)委員構成
 - ○訪問看護総合支援センター設置運営に関する検討会

5 人程度

○教育関係(研修会等)に関する検討会

5人程度

- (4) 実績(令和6年12月末現在)
 - ○開催回数

訪問看護総合支援センター

年度	R 6
設置運営に関する検討会	3
教育関係(研修会等)に関する検討会	3

3 専門職による相談対応

訪問看護事業所開設者や管理者等を対象とした相談窓口を設置(令和6年11月21日開設)し、 事業所の開設・運営、人材確保、人材育成に係る相談に対応する。

≪実績≫(令和6年12月末現在)

年度	R 6
相談件数(延)	8
訪問看護ステーション協議会対応件数	3
社会保険労務士対応件数	_
その他	5

4 人材確保 (ナースセンターとの連携)

- ○潜在看護師・プラチナナース等の就業促進
- ○若手看護師確保に向けた取組みの実施
- ○離職防止・相談支援窓口の設置

5 人材育成

(1) 研修会の開催

訪問看護への関心を高める研修を実施し、訪問看護を目指す者の養成を図るとともに、訪問看護の初任者から管理者までの職位別研修や訪問看護師と病院の看護職員等の連携強化に向けた研修等を実施し、訪問看護師の養成を図る。

≪職位別研修実績≫(令和6年12月末現在)

(単位:人)

	対象	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
基礎	訪問看護に興味や関心がある者 ※看護の経験年数を問わない。	実41	実41	実42	実32	未確定
初任者 訪問看護師として就労予定の者 経験年数概ね3年未満の者		_	実20	実18	実16	実 9
中 堅	経験年数3年以上10年未満の者	実58	フゴロム	7:1 0.0	実23	実34
管理者	訪問看護事業所管理者	実51	延54	延83	延41	実58
実 践	訪問看護師、病院・施設看護職員	延189	延262	延259	延347	未確定

(2) 人材育成マニュアルの作成

各事業所が自施設で利用できる、新人看護師、新任期、中堅期などの各段階別人材育成 マニュアルを作成

(3) 事業所現地訪問による支援体制

事業	業 名	やまぐちナースネット事業	No.	A - 7
		看護に関する総合情報サイト「やまぐちナースネット」の運用	により、	看護の魅力
目	的	や県政情報、県内病院等の情報を発信し、看護職・県内病院等へ	の興味を	促進させ、
		県内就業の促進を図る。		
概	要			

1 看護に関する総合情報サイト「やまぐちナースネット」の運用

(1) 開設年月日

平成27年6月17日

(2) URL

https://www.pref.yamaguchi-nurse-net.jp/

- (3) 掲載内容
 - ○県内の病院や訪問看護ステーションの情報
 - ・看護方式や看護体制、教育・研修体制
 - ・ 勤務時間や初任給、福利厚生
 - 求人情報
 - ・修学資金制度やインターンシップ、看護体験の案内 等 掲載施設数(令和6年12月末現在)(単位:施設)

医療機関	9 8
訪問看護ステーション	4 2
計	1 4 0

- ○看護業務の紹介
- ○県内の看護学校の紹介
- ○1日ナース体験や看護の魅力発見等県主催のイベント等の案内 等
- 2 メールマガジンの配信
- (1) 運用開始

平成27年6月17日

(2)配信対象

メールマガジン読者登録者

(3)登録方法

「やまぐちナースネット」内の専用サイトから登録(登録・利用料:無料)

(4) 配信間隔

月1回

(5)配信状況(令和6年12月末現在)

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
配信回数(回)	1 3	1 2	1 1	1 2	1 0
登録者 (人)	2 1 9	2 2 5	2 3 2	2 3 7	2 4 0

事業名プ		プレナース発掘事業	No.	A - 8
		中高生など若年層を対象とした看護の普及啓発により、看護につ	ハての興	味や関心
目的を高め、次世代の看護職員を掘り起こし、看護職員の確保を図る。				
概	要			

- 1 看護 P R リーフレットの作成・配布
- (1) 掲載内容 看護業務の紹介や看護職員となるための方法(養成課程)等
- (2)配布先 県内中学校や高等学校、関係機関
- 2 県内病院における1日ナース体験(病院での看護体験、看護職員との交流等)の実施
- (1)参加対象 中高生及びその保護者
- (2) 実施内容 病棟見学、模擬看護体験、妊婦・高齢者体験、先輩ナースとの懇談会等
- (3) 実績

左庄	字长知即	病院	完数	-	参加者(人)	
年度	実施期間	予定	実施	中学生	高校生	計
R 2	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止					
R 3	夏期休暇期間	1 6	16	7 2	115	187
R 4	夏期休暇期間	3 4	12	4 4	4 6	9 0
R 5	夏期休暇期間	5 4	4 5	165	209	3 7 4
R 6	夏期休暇期間	5 9	5 0	1 4 9	213	362

[※]新型コロナウイルス感染症の発生や申込者がなく中止した病院あり。

3 看護の魅力発見

看護の魅力をPRするとともに、看護について楽しみながら学べる機会を提供し、看護職を目指す進路を実現していく機会の創出を図る。

- (1)参加対象 小中高生、保護者、その他看護に興味がある者
- (2) 実施施設 1日ナース体験受入施設
- (3) 実施内容 実施病院の特性を活かした看護の魅力発信に繋がる取組 (取組例)
 - ○ワークショップ(看護に関するテーマに沿って楽しみながら学ぶ)
 - ○ミニナース体験(白衣試着、聴診器使用体験等)
 - ○看護の進路相談
 - ○看護のお仕事相談
 - ○看護の魅力や実施病院の魅力のPR 等

(4) 実績

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
実施病院 (病院)	感染症拡大防	2	2	3	3
参加者 (人)	止のため中止	実70	実255	実191	実511

4 看護職員の学校訪問

県内の中学校等へ訪問し、看護業務等の紹介や講話等を行うことにより、看護への理解を促進 し看護職を目指す動機付けを図る。

- (1) 訪問対象 中高生やその進路指導を行う教員等
- (2) 実施内容 看護業務の紹介、看護職員となるための方法・進路の紹介、職業講話等
- (3) 実 績 R6年度:11校(令和6年12月末現在)

事業	事 業 名 准看護師試験実施事業(看護師等免許関連事務事業)			A - 9
目 的 准看護師免許を受けるための資格試験として、保健師助産的 づき、厚生労働大臣の基準に従い、都道府県が実施する。		师看護師法 第	第18条に基	
概	要			

1 受験資格

- (1) 文部科学省令・厚生労働大臣令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者
- (2) 文部科学省令・厚生労働大臣令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者
- (3) 看護師国家試験受験資格のある者
- (4) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を得た者のうち厚 生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めた者
- 2 厚生労働大臣の定める基準(平成12年厚生省告示第136号)

(1) 問題数及び科目

(単位:問)

	カリキュラム	問題数	カリキュラム	問題数
	人体の仕組みと働き	9	基礎看護	4 8
試	栄養	3	成人看護	3 6
験	薬理	4	老年看護	1 4
科	疾病の成り立ち	8	母子看護	1 2
目	保健医療福祉の仕組み	2	精神看護	1 2
	看護と法律	2		
			計	1 5 0

(2) 試験時間

1問につき1分程度

(3) 主題形式

客観式 (四肢択一)

(4) 合否判定の基準

満点の100分の60を下回らないこと

3 合格者の推移

年度	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
受験者数 (人)	4 1 4	4 2 9	3 5 6	3 2 1	272
合格者数 (人)	4 0 8	4 2 5	3 4 6	3 1 0	2 6 4
合格率(%)	98.6	99.1	97.2	96.6	97.1

事業	業 名	経済連携協定(EPA)に基づく外国人看護師候補者就労支援事業	No.	A - 10
目	的	経済連携協定(EPA)に基づく外国人看護師候補者の受入施設に体制の充実を図るため、研修指導者経費や日本語研修に係る経費等を		
概	要			

経済連携協定(EPA)に基づく外国人看護師候補者の受入施設

- 2 補助対象経費及び補助基準額
- (1)日本語習得支援事業

日本語学校等への就学や日本語講師の招聘等日本語能力を向上させるために必要な経費 《基準額》外国人看護師候補者1人当たり 117,000円

(2) 就労研修支援事業

国家資格の取得に向けた研修が適切に実施されるために必要な経費 《基準額》受入施設1か所当たり 461,000円

3 実績(令和6年12月末現在)

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
受入施設数 (施設)	3	2	2	3	3
候補者数 (人)	18	1 1	1 4	1 2	1 2

《参考》経済連携協定(EPA)に基づく外国人看護師候補者の受入について

1 趣旨

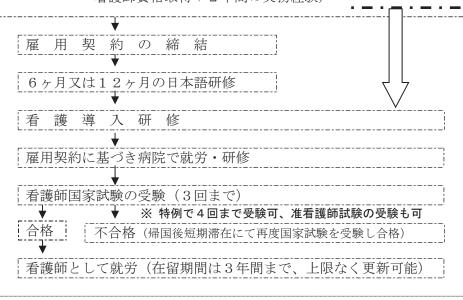
経済活動の連携強化の観点から、二国間の協定に基づき公的な枠組みで特例的に行うもの

2 受入の流れ【看護コース】



- インドネシア (看護師資格取得 + 2年間の実務経験)
- フィリピン (看護師資格取得 + 3年間の実務経験)
- ベトナム (3年制又は4年制の看護課程修了+ 看護師資格取得+2年間の実務経験)

・ 一定の日本語能力(日本 語能力試験2級程度)を 有すると認められる場合



B 離職防止·再就業支援

事業	美 名	ナースセンター事業	No.	B - 1
目	的	山口県ナースセンター(「看護師等の人材確保の促進に関する法律」 看護協会を指定)による再就業に向けた支援を実施し、看護職員の確保		
概	要			

1 ナースセンター運営協議会

公共職業安定所、医療機関の関係者等から構成される協議会を開催し、ナースセンターの運営 及び看護職員の就業促進に向けた協議を行う。

2 ナースのお悩み相談室の設置

学生・就業者・離職者等、看護に関わる者のキャリア継続を支援するため、ナースセンターに おいて電話やメールでの相談に応じる。

※令和4年度まで、各地域にサテライト相談員(就業支援サポーター)を配置して実施。令和5年度より、相談窓口をナースセンターに集約。

※令和5年度まで、就業支援サポーターによる施設・学校訪問を実施。

《実績》(令和6年12月末現在)

(単位:件)

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
相談件数(延)	1 4	3 5	3 6	1 3 3	5 6

3 看護の技術習得に必要な演習器材の貸出

単独での整備が難しい演習器材の貸出を行うことで、小規模病院や福祉施設等の看護職員の資質向上をサポートし、離職防止や就労継続を促進する。

(1)貸出器材

成人演習モデル、点滴静注シミュレータ、吸引シミュレータ、呼吸音聴診シミュレータ等

(2) 実績(令和6年12月末現在)

(単位:件)

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
貸出件数	4 6	5 8	3 3	3 5	3 7
個人演習 (看護技術)	2 1	2 3	3 0	4 4	2 5

4 離職者・未就業者届出サポート

看護師等の人材確保の促進に関する法律の改正(平成27年10月施行)による離職者等の届 出及び届出者への情報提供等を円滑に行うための病院からの一括届出等に対応する。

《実績》(令和6年12月末現在)

(単位:人)

年度		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
	新規	3 1 3	3 5 5	3 0 6	273	1 2 0
届出者数	累計	1, 825	2, 180	2, 486	2,759	2,879

※ナースセンター報告分より計上

5 看護師等就業協力員の育成

看護職員確保対策や看護に対する関心や理解の促進を目的として活動する「山口県看護師等就 業協力員」の資質向上に向けた研修を実施する。

《実績》 (単位:人)

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
開催回数(回)	1	1	1	1	1
参加者数(人)	1 9	1 7	2 1	1 8	2 0

6 再チャレンジ研修の実施

再就業を希望する者を対象に、最新の看護技術や知識の習得に向けた研修、未就業者の集い等を実施し、再就業に対する不安を軽減し、再就業促進、看護職員確保を図る。

(1) 対象者

保健師・助産師・看護師・准看護師の免許所有者で就業していない者で、県内の医療機関等 への再就業を希望する者

(2) 実施方法

ア 県内の指定施設

講義、演習及び見学実習

イ 山口県看護協会

就業の促進・動機づけとなる集合研修会の開催

(3) 研修内容

- 基本的看護技術(採血、注射、吸引、生活援助等)
- 医療安全・感染管理、個人情報の取扱いと看護記録、急変時の対応 等

(4) 実績(令和6年12月末現在)

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
受講者数(人)	2	1 5	7	1 3	2
就業者数 (人)	2	1 0	4	8	1
就業率(%)	100	66.7	57.1	61.5	50.0

7 就業コーディネーターの配置 (ハローワークでの巡回相談等)

再就業希望者への個別支援及びハローワークにおける巡回相談を行う。

《実績》(令和6年12月末現在)

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
配置箇所数(箇所)	7	7	7	1 0	1 0
開催回数 (回)	5 6	7 7	7 7	9 5	6 8
相談件数 (件) ※	5 0	8 2	8 1	1 1 9	8 2
就業者数 (人)	8	2 6	1 3	2 1	1 3

[※] 相談件数は、ハローワーク出張相談分のみを計上

8 無料職業紹介及び相談事業

ナースセンターコンピュータシステム(NCCS)の運用により無料職業紹介をインターネット上に展開し求職者と求人施設のマッチングを図る。

《実績》(令和6年12月末現在)

(2 4.12 4// () 1.	7 * 1 7 = 1 - 7				
年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
年間求人数 (人)	4, 064	4, 196	3, 976	5,224	4,120
年間求職者数(人)	1, 039	3, 481	1, 663	913	5 9 3
年間就業者数(人)	1 2 3	283	174	7 1	3 4
年間相談件数(件)	2,609	7, 032	3, 681	2,445	3,777

9 看護職員再就業支援相談会事業

再就業を希望する者を対象とした就職相談会を、ハローワークとナースセンターとの合同で開催し、潜在看護職員の再就業を促進及び看護職員の確保を図る。

《実績》(令和6年12月末現在)

年度	R 3	R 4	R 5	R 6
参加施設(施設)	5 6	5 5	5 3	8 1
	山口: 6	山口: 6	山口: 6	山口: 8
	下関:25	下関:23	下関:21	下関:30
地域	徳山: 6	徳山: 6	徳山: 6	徳山: 7
10.100	宇部:19	宇部:16	宇部:14	宇部:18
		岩国: 4	岩国: 6	岩国: 6
				萩: 6
参加者 (人)	151	1 4 7	1 7 0	1 4 4
	山口:18 ^{※1}	山口:22 ^{※1}	山口:20 ^{※1}	山口:31 ^{※2}
	(再掲:看護職6)	(再掲:看護職11)	(再掲:看護職4)	(再掲:看護職3)
	下関:55*1	下関:58*1	下関:71*1	下関:51 ^{※2}
	(再掲:看護職19)	(再掲:看護職14)	(再掲:看護職25)	(再掲:看護職2)
	徳山:22 ^{※1}	徳山:16 ^{※1}	徳山:15 ^{※1}	徳山:3 ^{※2}
地域	(再掲:看護職12)	(再掲:看護職7)	(再掲:看護職8)	(再掲:看護職0)
上巴攻	宇部:56**1	宇部:40*1	宇部:46**1	宇部:37**2
	(再掲:看護職14)	(再掲:看護職15)	(再掲:看護職14)	(再掲:看護職4)
		岩国:11 ^{※1}	岩国:18 ^{※1}	岩国:18 ^{※2}
		(再掲:看護職9)	(再掲:看護職8)	(再掲:看護職4)
			_	萩:6 ^{※2}
				(再掲:看護職1)

※1:山口・下関・徳山・宇部では、ハローワークの介護デイと合同開催し、岩国は看護就職 デイと合同開催

※2:山口・下関・徳山・宇部・岩国・萩では、ハローワークの介護デイと合同開催し、岩国 は看護就職デイも開催

事業	業 名	No.	B - 2	
目	的	医療機関が行う勤務環境改善に向けた取組を支援する拠点と 善支援センター」を運営し、医療従事者の離職防止や医療安全	,	
概	要			

1 随時相談

各医療機関からの電話相談を受け付け、内容に応じて関係機関等へつなぎ、連携して対応

(1)受付時間

平日の8時30分から17時15分まで

(2) 窓口

県医療政策課内に設置(電話)083-933-2922

2 アドバイザー派遣

労働局と連携し医業経営面や労務管理面に関する専門的なアドバイザーを派遣し、医療勤務環境改善マネジメントシステムの導入支援や、勤務環境改善に関する相談対応を実施する。

《実績》(令和6年12月末現在)

(単位:施設)

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
支援件数	1 8	3 9	7 9	194	165

医療勤務環境改善マネジメントシステムとは

医師、看護師、事務職等幅広い医療スタッフの協力の下、各医療機関の実態に合った形でPDCAサイクルを活用し、計画的且つ自主的に勤務環境改善に取り組む仕組み

3 運営協議会の開催

医療勤務環境改善支援センターの運営方針や取組内容に関する協議会を開催し、関係者の必要な意見調整を行いながら、医療勤務環境改善支援センターの取組推進を図る。

(1) 開催回数

年1回

(2) 協議内容

- ○当該年度事業実績の説明
- ○次年度事業計画に関する協議
- ○その他医療従事者の勤務環境改善に関する事項

事業	と 名 しんしょ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅう しゅう	勤務環境改善研修会事業	No.	В - 3
目	的	医療機関の管理者等関係者を対象に医療勤務環境マネジメ た研修を実施し、勤務環境改善についての理解を深め、制度の		
概	要			

1 対象者

医療機関の管理者、看護管理者及び事務責任者等

2 研修内容

- 医療勤務環境改善マネジメントシステムの内容に関する説明
- 医療勤務環境改善マネジメントシステム導入の手法等に関する説明
- 医療勤務環境改善支援センターの支援を受けて勤務環境の改善が見られた県内医療機関の 事例や他都道府県の好事例の紹介
- 医療従事者の勤務環境の改善に関する最新情報の紹介 等

3 実績(令和6年12月末現在)

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
開催回数(回)	3	3	3	3	2
参加施設 (施設)	延131	延155	延176	延209	延105
参加者 (人)	延163	延165	延224	延301	延140
視聴回数(回)	延357	延392	延516	延460	延146

[※]R2年度以降はYouTubeの限定公開による動画配信

※R5年度以降はZ00Mによるライブ配信及びYouTubeの限定公開による動画配信

事美	業 名	病院職員子育てサポート事業	No.	B - 4
目	的	医師や看護師等の医療従事者が利用する病院内保育所の運営 の離職防止や再就業の促進を図る。	費を補助し	、医療従事者
概	要			

1 補助種別及び補助対象

種別		A型特例 A型		B型	B型特例			
保育児童数		4人未満 4人以上 10人以上		10人以上	30人以上			
壮 州廷田	保育時間	8 時間以上	8 時間以上	10時間以上	10時間以上			
補助種別	保育士等数	2人以上	2人以上	4人以上	10人以上			
	月額保育料	10,000円以上						
補助対	付象施設	民間立、公的団体立、国立の医療機関						
補	助率		政法人地域医療機 立行政法人国立症		2/3 学法人 1/2			

- ※ 都道府県労働局実施「事業所内保育施設設置・運営等支援助成金」等との重複補助は認めない。
- ※ 公的団体立とは、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会をいう。
- ※ 国立とは、独立行政法人、国立大学法人をいう。
- ※ 独立行政法人国立病院機構、国立大学法人はH28年度から補助対象に追加
- ※ 補助種別については、保育所を12か月運営しており、全ての項目を満たしていることが必要
- ※ 保育児童数には、看護職員以外の病院職員の児童も含める。

2 施設当たりの補助金額の算定

基準額(<u>基本額</u>+加算額)と対象経費の実支出額を比較して少ない額に補助率を乗じて得た額(1)基本額

(擂助刑则党数

(補助型別定数×180,800円×運営月数-保育料収入相当額)×調整率

ア補助型別定数

A型特例1人、A型2人、B型4人、B型特例6人

イ 保育料収入相当額

24,000円に保育月数を乗じた金額の合計額とする。

また、保育料収入相当額の算出にあたって対象となる上限の人数は表2のとおり。

(表2 保育料収入相当額算出の児童の上限人数) (単位:人)

種別	種別 A型特例		B型	B型特例	
保育児童	1	4	1 0	1 8	

ウ 調整率

負担能力指数により、表3のとおり調整率を算出。

ただし、病院内保育施設設置後3か年を経過していない施設にあっては適用しない。

工 負担能力指数

前々年度の病院決算における当期剰余金を病院内保育所運営費に係る<u>設置者負担選定額</u> で除した数値(山口県看護職員確保対策事業費補助金交付前の額)

(表3 負担能力指数による調整率)

負担能力指数	5 未満	5以上20未満	20以上
調整率	1. 0	0.8	0. 6

才 設置者負担選定額

病院内保育所施設運営費の<u>設置者負担見込額と標準経費額</u>を比較して少ない方の額

力 設置者負担見込額

病院内保育所施設運営費見込額-保育料等収入

キ 標準経費額

保育士等の数×標準人件費(年額3,186,000円)+その他の経費

ク 保育士等の数

当該年度の4月1日現在の病院内保育施設利用職員の児童数÷2.6 (標準経費の算出 に用いる基準児童数)。ただし、算出された保育士等の数がA型特例及びA型にあっては 2人、B型にあっては4人、B型特例にあっては10人を下回る場合は、当該病院内保育 施設の保育士等の数は、A型特例及びA型2人、B型4人、B型特例10人とする。

(2) 加算額

ア 24時間保育 23,410円×運営日数 イ 病児等保育 187,560円×運営月数 ウ 緊急一時保育 20,720円×運営日数 エ 児童保育 10,670円×運営日数 才 休日保育 11,630円×運営日数 カ 共同利用保育 10,670円×運営日数

3 実績(令和6年12月末現在)

1)	民間立及	及び独立征	(単	位:医療	聚機関)						
	年度	補助	A型	A型	B型	B型	24時間	病児等	緊急一	児童	休日
L	平 及	総数	特例	A望	D空	特例	保育	保育	時保育	保育	保育
	R 2	3 1	5	1 3	1 3	0	1 2	1	0	1	2 0
	R 3	2 8	3	1 4	1 1	0	8	1	1	1	1 7
	R 4	2 6	6	1 3	7	0	1 0	1	1	1	1 7
	R 5	2 3	4	1 0	9	0	9	1	0	1	1 6
	R 6	2 5	3	1 4	8	0	9	1	0	1	1 7

(2) 公的団体立医療機関

年度	補助	A型	A型	B型	B型	24時間	病児等	緊急一	児童	休日
十尺	総数	特例	八主	D王	特例	保育	保育	時保育	保育	保育
R 2	1 2	1	5	5	1	3	1	0	0	4
R 3	1 2	1	5	5	1	3	1	0	0	6
R 4	1 1	1	4	5	1	3	1	0	0	5
R 5	1 2	2	4	5	1	2	1	0	0	4
R 6	1 2	2	4	5	1	5	1	0	0	6

(単位:医療機関)

C 資質向上

事業	業 名	新人看護職員研修事業	No.	C - 1
目	的	新人看護職員が臨床研修を受けられる体制を構築するため 質の向上や安全な医療の確保、早期離職防止を図る。	めの支援を等	実施し、看護の
概	要			

- 新人看護職員研修経費への支援
- (1) 事業内容
 - ① 新人看護職員研修事業 新人看護職員研修ガイドラインに沿った研修への支援
 - ② 医療機関受入研修事業 病院内の新人看護職員研修を公開し、他病院等の新人看護職員を公募により受け入れた 研修の実施に対する支援
- (2) 交付額

基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額に補助率1/2を乗じて得た額

次のア~ウにより算出された合計額

ア 研修経費

(ア) 新人看護職員が1人のとき

440,000円

新人保健師研修・新人助産師研修のいずれかを含む場合 586,000円

(イ) 新人看護職員が2人以上のとき

630,000円

新人保健師研修・新人助産師研修のいずれかを含む場合 776,000円

両方を含む場合 922,000円

イ 教育担当者経費

新人看護職員5人ごとに 215,000円(上限70人)

ウ 医療機関受入研修事業を実施した場合の加算(1施設当たり)

受入人数 1~ 4人 113,000円 5~ 9人 226,000円 556,000円 $10 \sim 14$ 人 849,000円 15~~19人

20人以上

1, 132, 000円

以降1人増すごとに 45,000円(上限30人)

※当該事業における受入人数は、1人当たり年間40時間で1人とする。

なお、1人40時間に満たない場合は、複数人で40時間となれば1人とする。

② 対象経費

ア 新人看護職員研修事業の実施に必要な研修責任者経費(謝金、人件費、手当)、報償 費、旅費、需用費(印刷製本費、消耗品費、会議費、図書購入費)、役務費(通信運 搬費、雑役務費)、使用料及び賃借料、備品購入費(新人看護職員が2人以上の場合 のみ)、賃金(外部の研修参加に伴う代替職員経費)

- イ 新人看護職員研修事業の実施に必要な教育担当者経費(謝金、人件費、手当)
- ウ 医療機関受入研修事業の実施に必要な教育担当者経費(謝金、人件費、手当)、需 用費(消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費)、役務費(通信運搬費、雑役務 費)、使用料及び賃借料、備品購入費

(3) 実績(令和6年12月末現在)

				`	
年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
新人看護職員研修事業	3 2	3 2	3 1	3 1	2 9
医療機関受入研修事業	2	3	3	4	3

2 研修責任者・教育担当者・実地指導者研修の開催

研修責任者、教育担当者及び実地指導者を対象とした研修会を開催し、新人看護職員研修の実施体制を確保する。

- (1) 研修責任者研修
 - ア 受講対象 研修責任者 (新人看護職員研修の計画策定、企画運営の指導等を行う者)
 - イ 研修内容 新人看護職員研修ガイドラインの概要
 - 新人看護職員臨床研修体制の構築と運営
 - 新人看護職員臨床研修の企画と評価
 - 新人看護職員研修に関わる職員のメンタルサポート
- (2) 教育担当者研修
 - ア 受講対象 教育担当者 (新人看護研修の企画や運営等を行う者)
 - イ 研修内容 新人看護職員研修ガイドラインの概要
 - 教育に関する基礎知識
 - 看護基礎教育の現状
 - 実地指導者の育成・支援

○ 新人看護職員臨床研修

- 新人看護職員研修プログラム作成の実際 等
- (3) 実地指導者研修
 - ア 受講対象 実地指導者 (新人看護職員に対し臨床の場で直接指導を行う者)
 - イ 研修内容 新人看護職員研修ガイドラインの概要
 - 新人看護職員への具体的な支援と介入方法
 - 良好な人間関係構築、調整のためのコミュニケーション
- (4) 実績

(単位:人)

(単位:施設)

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
研修責任者研修	2 4	1 3	2 0	1 7	2 3
教育担当者研修	3 5	3 1	3 6	4 8	4 8
実地指導者研修	4 9	5 4	5 5	7 7	8 2

事業名認		認定看護師課程派遣助成事業	No.	C - 2
目 的 認定看護師教育課程へ看護師を派遣する病院に対する研修費の補助により、専門 の高い認定看護師の養成を支援し、看護の資の向上を図る。			により、専門性	
概	要			

医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院の開設者

2 補助対象となる資格

日本看護協会が日本看護協会認定看護師制度規程により認定した認定看護師資格及び日本精神 科看護協会が精神科認定看護師制度設置規則により認定した精神科認定看護師資格

3 補助対象となる認定看護分野

- ・日本看護協会が認定するA課程(21分野)及びB課程(19分野)
- ・日本精神科看護協会が認定する「精神科看護」分野
- ※令和6年度から全分野に拡充

4 交付額

基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額に補助率1/2を乗じて得た額

(1) 基準額

派遣した看護職員1人当たり 700,000円

(2) 対象経費

病院が負担する受講料(入学金、授業料、実習費)。ただし、入学検定料は含まない。

5 実績(令和6年12月末現在)

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
補助病院数 (病院)	4	7	4	3	6
派遣人数 (人)	4	8	5	4	1 1

事 業 名 認定看護師等活躍推進事業		No.	C - 3	
目	的	主として病院内で活動している認定看護師や専門看護師等 ていない施設等に出向き、専門的視点から助言、技術的指導 活動に指導的立場で参画できる体制を構築することにより、 を図る。	草を行うとと	さもに、地域保健
- 1 HIIC	ann*		•	

概 要 |

1 事業内容

(1) 実態調査

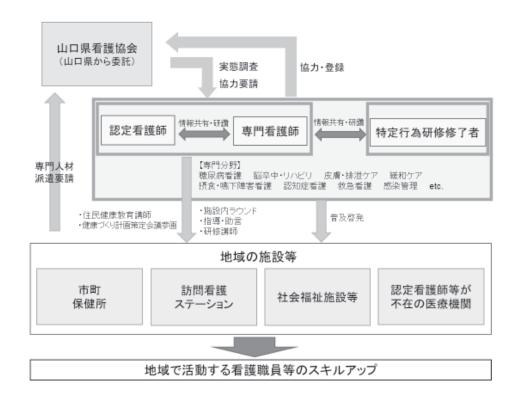
分野別に資格を持つ認定看護師等の活動実態を把握し、地域活動を行う上での課題等を把握

(2) 分野別、圏域別研修会

分野別、圏域ごとに異なる課題の抽出、情報共有

- (3) 地域活動に協力可能な認定看護師等の登録
- (4) 専門人材を地域の要請に応じて派遣する体制の検討
- (5) 地域のニーズとのマッチング

2 事業スキーム



3 実績

○分野別、圏域別研修会(令和6年12月末現在)

年度	R 5	R 6
開催回数 (回)	2	3
参加者数(人)	1 0 8	9 0

事	業名	感染管理体制強化事業	No.	C - 4
	的	感染管理の要となる認定看護師を県内で養成するとともに	. 認定看護	護師による高齢者 しょうしょう
	ዟህ	施設等の訪問指導や職員研修に取り組むことで、県全体の感	於染管理体制	削の強化を図る。
概	要			

1 感染管理認定看護師養成研修事業

山口県立大学において、日本看護協会が認定する感染管理認定看護師の養成研修を開講する。

- (1) 対象者 病院等に勤務する実務経験5年以上の看護師等
- (2) 研修内容

日本看護協会認定の研修(座学、演習、実習等)801時間(うち398時間はe-ラーニング)

- (3)定員 15名
- 2 感染管理認定看護師課程派遣助成事業

山口県立大学で開講する認定看護師養成課程への職員派遣に係る経費を助成する。

- (1) 補助対象
 - ①感染管理認定看護師未配置の救急告示病院
 - ②施設訪問指導等県の要請に応じる病院
- (2) 交付額

基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額に補助率1/2を乗じて得た額

ア 基準額

派遣した看護職員1人当たり 590,000円

イ 対象経費

代替職員の確保等のかかりまし経費等の派遣に要する経費

(3) 実績 (R6年12月末現在) ※令和6年度で終了

年度	R 4	R 5	R 6	
補助施設数 (施設)	5	4	1	

3 施設等訪問ラウンド実施事業

高齢者施設等に従事する職員に対し、感染管理技能の習得に向けた研修や訪問指導等を実施する。

《実績》(R6年12月末現在) ※令和6年度で終了

年度	R 4	R 5	R 6
実施件数	1 3	1 9	2 3
研修会開催回数	2	8	6

4 在宅感染管理研修事業

訪問看護師等の在宅療養を支援する職員を対象とした研修や在宅療養者等に向けた啓発リーフレット等を作成する。

《実績》(R6年12月末現在) ※令和6年度で終了

年度	R 4	R 5	R 6
研修会実施回数	4	4	4
参加者数	9 0	1 3 2	1 3 6

事業	業 名	特定行為研修派遣助成事業	No.	C - 5
		特定行為研修に看護師を派遣する施設等に対する研修費	費の補助に。	より、高度かつ専
目	的	門的な知識や技能が特に必要とされる特定行為を行う看認	護師の養成る	を支援し、看護の
		質の向上を図る。		
概	要			

特定行為研修に看護師を派遣する施設等

- 2 補助対象となる特定行為研修 厚生労働省が指定した指定研修機関が行う特定行為研修
- 3 交付額

基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額に補助率1/2を乗じて得た額

(1) 基準額

派遣した看護職員1人当たり 700,000円

(2) 対象経費

病院が負担する受講料(入学金、授業料、実習費)。ただし、入学検定料は含まない。

4 実績(令和6年12月末現在)

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
補助施設数 (施設)	5	1 2	6	6	8
派遣人数 (人)	5	1 5	1 0	7	1 5

特定行為とは

診療の補助であり、看護師が医師の判断をその都度仰がずに、手順書により行う場合には 実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能が特に必要とされ る21区分38行為

- (例) ・経口用気管チューブ又は経鼻用チューブの位置の調整
 - ・人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整
 - ・気管カニューレの交換
 - ・一時的ペースメーカーの操作及び管理
 - ・心嚢ドレーンの抜去
 - ・胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換
 - ・中心静脈カテーテルの抜去
 - ・抹消留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入
 - ・橈骨動脈ラインの確保
 - ・感染徴候がある者に対する薬剤の臨時の投与
 - ・インスリンの投与量の調整
 - ・抗けいれん剤や抗精神病薬、抗不安薬の臨時の投与 等

事業	事 業 名 看護教員養成講習会事業			C - 6
н	ήA	専任教員養成講習会に保健師・助産師・看護師を派遣する施設に対する研修費の補		
	的	助により、専任教員の養成確保・看護基礎教育の質の向上を	を図る。	
概	要			

専任教員養成講習会に保健師・助産師・看護師を派遣する施設

2 補助対象となる講習会

都道府県又はこれに準ずるものとして厚生労働省が認める者が実施する専任教員養成講習会

3 交付額

基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額に補助率1/2を乗じて得た額

(1) 基準額

派遣した看護職員1人当たり 442,000円

(2) 対象経費

施設が負担する受講料(入学金、授業料、実習費)。ただし、入学検定料は含まない。

(3) 実績(令和6年12月末現在)

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
補助施設数 (施設)	3	4	1	2	1
受講者数 (人)	3	4	1	3	2

事	業名	実習指導強化推進事業	No.	C - 7
	的	実習指導者の養成やアドバイザーによる助言等により、看	護基礎教育	育における臨地実
H	ロカ	習体制を充実・強化し、看護学生の質の向上を図る。		
概	要			

1 実習指導者養成講習会

看護教育における臨地実習の意義及び実習指導者としての役割を理解し、効果的な実習指導ができるよう、必要な知識及び技術を習得させる。

(1) 対象者

看護師等養成所の実習施設で実習指導者の任にある者、又は将来なる予定の者

(2) 実施期間

約3か月(180時間)

(3) 研修内容

- ○教育及び看護に関する科目(教育原理、教育心理、教育方法、教育評価、看護論、看護教育課程)
- ○実習指導に関する科目(実習指導の原理、実習指導の評価、実習指導の実際「演習」)
- ○その他(看護情報管理、討議法、コーチング、医療安全、保健福祉の動向、看護の動向等)

(4) 実績

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
修了者数 (人)	3 3	2 6	3 6	3 9	2 5

2 実習指導者と看護教員の相互研修

看護学生の実習指導に携わる実習病院の看護職員と看護師等学校養成所の看護教員の連携強化 を目的とした研修を開催し、臨地実習の体制の整備を図る。

(1) 対象者

実習指導に携わる実習病院の看護職員及び看護師等学校養成所の看護教員

(2) 実績

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
開催回数 (回)	感染症拡大防	2	2	2	1
受講者数 (人)	止のため中止	5 8	5 1	5 6	2 6

3 臨地実習に関するアドバイザーの派遣

臨地実習を実施する上で課題を抱える実習病院や看護師等学校養成所に向けてアドバイザーを 派遣して助言等支援を実施し、各施設のより効果的な臨地実習の実施に資する。

(1) 対象施設

看護学生の臨地実習を行う実習病院及び看護師等学校養成所

(2) 実績

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
派遣回数(回)	感染症拡大防 止のため中止	1	3	2	1

事業	美 名	助産実践能力向上事業	No.	C - 8
		新任期から中堅期における助産実践能力の向上に必要な研	修の実施し	により、正常分
目	的	娩・正常妊娠について医師との連携のもと自己の責任と判断	で独自に	扱うことができ
		るアドバンス助産師の養成を支援し、周産期医療提供体制のオ	充実を図る	0
概	要			

1 新人助産師研修

- (1)対象者 当該年度に新規採用される助産師 ※公開講座は新人以外の助産師も対象
- (2)期間 5日程度
- (3) 内 容 CTGモニタリング判読、分娩時のCTG(演習)、新生児のフィジカルアセスメント、新生児の看護、母乳哺育支援、緊急時の対応・対応の実際、臨床病態生理の基本、妊娠と糖尿病、事例検討 等
- (4) 方 法 講義又は演習
- 2 中堅助産師研修
- (1)対象者 クリニカルラダーレベル I~Ⅲに該当する助産師
- (2)期間 5日程度
- (3) 内容 臨床病態生理、助産倫理、母体感染、遺伝看護(意思決定支援)等
- (4) 方 法 講義又は演習
- 3 助産実践研修
- (1)対象者 クリニカルラダーレベルⅢの認証を目指す助産師
- (2)期間 2か月程度
- (3) 内 容 分娩介助、新生児の健康診査、妊娠期の健康診査、産褥期の健康診査、プライマ リーケース、集団指導(含む小集団指導)、母親学級、両親学級 等
- (4) 方 法 実践(助産師出向支援導入事業を活用)

4 実績

	年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
並 / 助安師	開催日数(日)	5	6	6	6	6
新人助産師研修	受講者数(人)	18	1 6	1 6	1 3	18
	公開講座受講者数(人)※			6 7	8 8	5 0
中堅助産師	開催日数(日)	0	3	4	4	4
研修	受講者数(人)	_	7 4	7 4	7 5	7 1
助産実践 研修	受講者数(人)	0	1	1	1	2

※新人以外の受講者数

事	業名	看護職員確保対策協議会
Н	的	看護職員の確保対策の推進に関する協議会を開催し、広く関係団体の意見を反映さ
	ΠJ	せることにより、県民の保健医療の向上に資する。
柙	亜	

1 協議会委員

11人

- 2 構成
- (1) 医療関係団体
- (2) 介護保険関係団体
- (3) 看護関係団体等
- (4) 看護師等養成関係者
- (5) 行政関係者
- 3 開催回数 年1~2回
- 4 協議内容
 - ○県内の看護職員の就業状況や離職状況等に関すること
 - ○県の看護職員確保対策に関すること 等